

< 令和元年分・年末調整 >

★ News 「扶養控除等(異動)申告書」などの記載を正確に!!



2019年(令和元年)分の「年末調整」の時期が近づきました。

「年末調整」は、給与所得者1人1人について、毎月の給与や賞与から控除した源泉税額と、扶養親族の変動等による修正や、生命保険料などの諸控除を行って算出した年税額との不一致を精算する手続きです。

■ 大部分の給与所得者は、勤務先での年末調整で、その年の所得税の納税が完了します。

- * 「扶養控除等(異動)申告書」
- * 「配偶者控除等申告書」
- * 「保険料控除申告書」

記載内容に誤りがないかチェックして下さい。

※ 控除に誤りが分かったときは、「年末調整」のやり直し等を行わなければなりません。

■ 「扶養控除等(異動)申告書」の提出が遅れていても、本年最後の給与の支払時まで提出されていれば年末調整を行います。(原則は、その年最初の給与の支払日の前日までに提出する。)

■ 「年末調整」の対象とならない人

- ① 「扶養控除等申告書」を提出している人で、年間の給与総額が本年2,000万円を超える人
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けており、他の支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している人(源泉徴収税額表の乙欄適用者) → 本人の確定申告により税額を精算する。
- ③ 他に給与の支払いを受けていないが「扶養控除等申告書」を提出していない人(源泉徴収税額表の乙欄適用者) → 「扶養控除等申告書」の提出がないと「年末調整」は行えない。 →
- ④ 源泉徴収税額表の日額表・丙欄適用者
丙欄適用者は「扶養控除等申告書」を提出する必要はなく、「年末調整」も行わない。
- ⑤ 被災給与所得者(災害減免法の規定による)
- ⑥ 非居住者(国内に住所も1年以上の居所も有しない人)
外国人労働者でも居住者になる人に注意する!
- ⑦ 本年の途中で退職した人のうち、次に該当しない人

【日額表・丙欄】同一の雇用主から継続して2か月を超えて給与の支払いを受けない場合に限り適用する。

【中途退職者で「年末調整」の対象となる人】

- ① 本年の途中で死亡により退職した人
- ② 本年の途中で著しい心身の障害のため退職した人で、その時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれ、退職時まで「扶養控除等申告書」を提出している人
- ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人で、退職時まで「扶養控除等申告書」を提出している人
- ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人が退職した場合、本年中に支払を受ける給与総額が103万円以下で、退職時まで「扶養控除等申告書」を提出している人
(退職後、本年中に他の勤務先から給与の支給を受けると見込まれる場合を除く。)

■ 年の途中で就職した人の「年末調整」

中途就職者は、前職分を含めて「年末調整」を行います。前職があるのに、前職の「源泉徴収票」等で給与、源泉所得税・社会保険料等が確認できないときは、「年末調整」を行うことはできません。

※ 本人が、確定申告によって精算することになります。

○ 年末調整について、P1とP2とでお知らせします。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>

令和元年分『年末調整』の留意点

■ 『扶養控除等(異動)申告書』のチェック

「年末調整」は、原則として『扶養控除等(異動)申告書』を提出している全員について行います。

- ※ 扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が 38 万円以下の人

給与所得だけの場合、収入金額 103 万円以下 公的年金だけの場合、収入金額 65 歳以上 158 万円以下、65 歳未満 108 万円以下	}	所得 38 万円以下となる。
---	---	----------------
- ※ 年齢は、本年 12 月 31 日の現況で判定（死亡の場合は死亡の日）

① 「控除対象扶養親族」

扶養親族のうち、16 歳以上の人(平成 16 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
(16 歳未満の年少扶養親族は、「住民税に関する事項」欄(最下欄)に記入すること。)

② 「特定扶養親族」

控除対象扶養親族のうち、19 歳以上 23 歳未満の人(平成 9 年 1 月 2 日～平成 13 年 1 月 1 日生)

③ 「老人扶養親族」

控除対象扶養親族のうち、70 歳以上の人(昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

④ 「同居老親等」

老人扶養親族のうち、所得者または配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居を常況とする人

⑤ 「同一生計配偶者」

所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、合計所得が 38 万円以下の人

⑥ 「障害者」 「同居特別障害者」

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族に適用(16 歳未満の扶養親族も適用)

⑦ 「寡婦」

内容を記す欄に、死別、離婚の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得の見積額を記載する。
「寡婦(死別の場合)」「特別の寡婦」「寡夫」…上記の他、本年中の所得の見積額を記載する。

⑧ 「勤労学生」

所得者本人が勤労学生であること。対象となる学校の証明書類を提示する。

⑨ 「国外扶養親族」

非居住者である扶養親族については、「親族関係書類」「送金関係書類」を添付または提示する。

■ 『配偶者控除等申告書』のチェック

- ※ 所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。(所得者本人に所得制限)
- ※ 控除の対象となる配偶者は、12 月 31 日の現況で民法上の配偶者(婚姻届を提出)であること。
 - ・「配偶者控除」・配偶者の合計所得 38 万円以下であること
 - ・「配偶者特別控除」・配偶者の合計所得 38 万円超 123 万円以下であること
- ※ 所得者本人の所得金額に応じて、控除額が正しく計算されているか確認する。

■ 『保険料控除申告書』のチェック

- ① 「生命保険料控除」…所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族である場合のみ適用
- ② 「地震保険料控除」
- ③ 「社会保険料控除」…国民健康保険・国民年金・介護保険料等
- ④ 「小規模企業共済等掛金控除」

・小規模企業共済掛金 ・個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)掛金・企業型確定拠出年金掛金	}	全額が控除される
---	---	----------
- ※ 国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、控除証明書を添付する。

介護保険料は 40～64 歳は健康保険料に含まれ、65 歳以上は年金から徴収)

■ 『住宅借入金等特別控除申告書』のチェック

- 税務署発行「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関発行「年末残高等証明書」を添付する。
- ※ 控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要がある。